

# 兵庫県建築物安全安心実施計画 [第6次] 概要

## I 計画策定の背景・目的

○阪神・淡路大震災において施工不良や法令違反が原因とみられる建築物の被害が発生

→ これを教訓に建築基準法が大改正（平成 10 年）

- 中間検査制度の導入
- 建築確認・検査の民間開放 等

○改正法の規制を実効性のあるものとするため、平成 11 年に兵庫県建築物安全安心推進協議会を設立し、兵庫県建築物安全安心実施計画を策定

○以降、計画を随時見直ししながら、協議会として建築物の安全性確保のための取組を推進

環境の変化  
とりまく  
建築行政

- ・診療所やホテル等における火災、違法設置エレベーター事故等の重大事故やくい打ち工事のデータ改ざんが発生
- 建築物等の安全性に対する社会的要請の高まり
- ・確認検査業務における指定確認検査機関のシェアの増加
- 特定行政庁の業務・役割の変化

兵庫県建築物安全安心実施計画 [第6次] を策定し、特定行政庁及び関係団体の連携・協力により、建築物の安全性確保を図るための取組を一層推進する。

## II これまでの取組に係る現状と課題

### 1 耐震化率の伸び悩み

県内の住宅の耐震化率は平成 37 年の目標 97%に対し平成 25 年で 85.4%。多数利用建築物の耐震化率は平成 37 年の目標 97%に対し平成 27 年で 86.6%。

### 2 完了検査率の維持・向上

完了検査率は飛躍的に上昇し、現在は 9 割を超える高い水準を保っている。

### 3 依然なくならない違反建築物に伴う事件・事故の発生等

違法に設置されたエレベーターによる死亡事故が県内で発生するなど、違反建築物が未だ後を絶たない。また、維持管理が不適切な建築物や既存不適格建築物についても、事故発生や被害拡大の要因になるおそれがある。

### 4 特定行政庁に一層求められる指導・監督・調整能力

確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが年々増加する一方で、特定行政庁においては監督行政へのシフトなどの対応が十分ではない実態も一部にある。建築物の安全性確保のため、特定行政庁においては、関係者に対する指導・監督・調整の役割が今後一層求められており、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む必要がある。

### 5 建築確認手続のさらなる円滑化・迅速化の必要性

平成 26 年建築基準法改正による制度変更を踏まえ、特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関においては、迅速かつ適確な審査に努める必要がある。

## III 施策の基本的方向・目標

### 1 耐震改修促進計画の推進

「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、南海トラフ地震等の大地震に備えて建築物の耐震化促進を図るなど、建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進める。

目 標 ◎住宅の耐震化率の平成 37 年目標：97%

◎多数利用建築物の耐震化率の平成 37 年目標：97%

### 2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

新築時の建築物の安全性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するとともに、施工段階における違反建築物の発生を防ぐための取組を行う。

◎構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値を概ね 35 日以内。ただし、この目標からさらなる短縮化を目指して取り組む。

◎完了検査については完全実施

### 3 違反建築物への対策の推進

法令違反の建築物、昇降機等における事件・事故が多発していることを踏まえ、県民の生命・財産や良好な市街地環境を守るため、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物に対してその是正に向けた取組を強力に推進する。

### 4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

既存建築物の安全性が継続されるよう、定期報告制度を適確に運用するとともに、既存不適格建築物の所有者に対して耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知するなどしてその改修促進を図る。

### 5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート

消費者へ適切な対応、情報提供を行うことができる体制整備を進めるとともに、防火対策に係る普及啓発などの取組を推進する。

### 6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備

事故・災害時に迅速な対応が可能な環境を整備するとともに、建築物の安全性確保等を図るため、特定行政庁においては、建築行政をとりまく昨今の環境の変化を踏まえ、行政能力の確保・向上に取り組む。

## V 計画の実施期間

本計画の実施期間は平成 28 年度から平成 32 年度までとする。

## IV 推進すべき施策

### ■住宅の耐震化の促進

- ・住宅の耐震改修に係る補助事業の実施
- ・安心できる事業者を選択できる仕組みの構築
- ・市町の主体性を誘導する仕組みの構築

### ■多数利用建築物の耐震化の促進

- ・多数利用建築物に係る補助事業の実施

### ■迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

### ■工事監理業務の適正化とその徹底

- ・建築士事務所への立入検査時における工事監理状況の確認・指導の徹底

### ■中間検査及び完了検査の徹底

- ・中間検査及び完了検査時における工事監理状況の検査の実施、指定確認検査機関への立入検査時における指導の徹底

### ■建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

### ■特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の連携

### ■パトロールの実施による監視の強化

- ・現に申請手続を行っていない又は過去に怠っている業者が関わる現場への抜き打ち的なパトロールの実施

### ■違法設置エレベーターへの対策の徹底

- ・違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施

### ■定期報告制度の適確な運用

- ・定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導（特に防火避難設備の不備については重点的に実施）

### ■既存不適格建築物の改修促進等

### ■消費者への適切な対応と情報提供

### ■防火対策に関する情報の提供

- ・住宅用火災警報器設置の周知徹底及び感震ブレーカーの普及啓発

### ■事故・災害発生時における迅速な対応

- ・事故発生時の初動期における対応のための連絡網を整備

### ■特定行政庁の行政能力の確保・向上

- ・研修等による人材育成、建築基準適合判定資格者等の確保

## VI 計画の公表・見直し

- ・計画に掲げた施策・目標を協議会各会員のホームページで公表する。
- ・施策の実施状況や目標の達成状況について、年度毎にとりまとめ・検証を行い、ホームページで公表する。
- ・必要に応じて適宜、計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。